

使用前検査合格証

原規規発第2208191号

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 大和矢 秀成 殿

平成30年7月4日付け三原燃第18-0394号(平成31年3月12日付け三原燃第18-1167号、令和元年5月22日付け三原燃第19-0059号、令和元年9月11日付け三原燃第19-0386号、令和2年3月31日付け三原燃第19-0855号、令和2年6月15日付け三原燃第20-0161号、令和3年4月2日付け三原燃第21-0003号、令和3年8月30日付け三原燃第21-0351号、令和3年10月21日付け三原燃第21-0473号、令和3年11月19日付け三原燃第21-0526号、令和3年12月24日付け三原燃第21-0630号、令和4年1月6日付け三原燃第21-0667号、令和4年1月28日付け三原燃第21-0749号、令和4年3月31日付け三原燃第21-0864号、令和4年5月30日付け三原燃第22-0104号及び令和4年7月28日付け三原燃第22-0235号をもって一部変更)をもって申請がありました加工施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第16条の3第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和4年8月19日

原子力規制委員会